

保護者の皆様へ

令和7年度就学援助制度の随時申請受け付けています。

■「就学援助制度」とは？

経済面で困窮している世帯に対し、お子さんの学習に必要な費用を援助する制度です。

就学援助の申請は随時行うことができますが、原則、申請の翌月からの適用となりますのでご注意ください。

■援助される費用（国で定める額の範囲内で支給するため、変更になる場合があります。）

- ① 新入学用品費（小学1年：57,060円／中学1年：63,000円）
- ② 学用品費、通学用品費（小学1年：11,630円／小学2～6年：13,900円）
（中学1年：22,730円／中学2、3年：25,000円）
- ③ 校外活動費（実費）
- ④ 通 学 費（遠距離通学の定めに基つき車賃を援助）
- ⑤ 修学旅行費（実費）
- ⑥ 体育実技用具（小学1～3学年、4～6学年、中学1～3学年の期間に各1回定額を金銭支給）
- ⑦ 給 食 費（全額援助）
- ⑧ PTA会費（実費 年間上限額 小学生：3,450円／中学生：4,260円）
- ⑨ クラブ活動費（一部援助 年間上限額 中学生：30,150円）
- ⑩ 生徒会費（実費 年間上限額 中学生：5,550円）
- ⑪ 卒業アルバム代等（実費 年間上限額 小学生：11,000円／中学生：10,000円）
- ⑫ オンライン学習通信費（年間上限額 小・中学生1世帯あたり：15,000円）

※ 新入学用品費（①）は別途指定期限までの申請で入学前に支給されます。

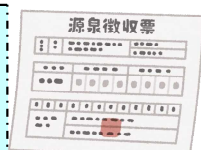
指定期限を過ぎて申請した場合でも、令和7年度4月の認定になった世帯には同額が支給されます。

■申請に必要な書類

- ① 就学援助費受給申請書（兼世帯票）※申請書は土別市教育委員会にあります。
- ② 収入を証明する書類（令和6年1月1日～令和6年12月31日）※世帯員全員の課税所得分が必要です。

※ 申請要件に合致するものがある場合は収入証明書類は省略できます。

- ・源泉徴収票
- ・確定申告書の控え（表裏あるものは両面が必要）
- ・年金振込通知書
- ・上記証明書類以外の収入がある場合は別途ご相談ください。



- ③ 家賃を証明する書類（現在の家賃） ※賃貸物件にお住まいの方のみ必要です。

- ・契約書や家賃振込み時の通帳の写し等
（契約書は、契約者・賃貸期間・家賃が記載された部分が必要です。通帳の写しを添付する際は支払者の名前の部分と金額がわかる部分を添付してください。）

- ・地代が発生している場合は地代証明書又は契約内容及び支払金額を確認できる書類
- ・公営住宅にお住まいの方は納付通知書等の写し

※添付がない場合は認定基準に住宅費を加算できませんのでご注意ください。

- ④ 振込口座を確認する書類 ※申請者と口座名義が異なる場合、受付できません。

- ・振込先口座が確認できるもの（通帳・オンライン口座の画面コピーなど）



■申請期間及び申請方法

① 申請期間 随時

- ・認定は、原則申請の翌月からとなりますので、就学援助費は月割となりますのでご了承ください。
- ・世帯単位でのお申込みとなりますので、兄弟など2名以上の申請をする場合も1件の申請となります。

② 申請方法 次のいずれかの方法で申請してください。

審査後、認定の可否をお知らせします。

(ア) 就学援助費受給申請書(兼世帯票)の提出 ※申請書は市教委にあります。

土別市教育委員会学校教育課に提出(添付書類必須)してください。(郵送可)

■申請における注意点

- ・前年度認定を受けていた場合でも、希望される方は毎年度申請が必要です。
※今年度分をすでに申請をした方は今回の追加申請期間での申請は不要です!
- ・申請書の提出後、世帯状況等記載内容に変更や誤りがあった場合は、速やかに教育委員会へご連絡ください。
- ・世帯状況の変更についての連絡が遅れたときや、偽りその他不正な手段により就学援助の認定を受けたときは、就学援助の認定を廃止するとともに、既に支給した援助費の全部又は一部の返還を求める場合があります。
- ・今回の申請から、学校に提出することはできなくなりました。土別市教育委員会に申請するようにしてください。

■お問い合わせ先

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

土別市教育委員会生涯学習部学校教育課
学務係：0165-26-7303(直通)